学校いじめ防止等のための基本的な方針　2025（令和７年）　№.１

長野県長野西高等学校通信制

一　いじめ防止等のための対策の基本的な方向

１　本校のいじめ防止等の対策の目指すもの

通信制には様々な事情を抱えて通学する生徒が多く、家庭環境、経済的問題、学習困難を抱えるなど、多様な困難を乗り越えて卒業を獲得すべく努力するものが、人間関係のトラブルによってその進路を阻害されることがないよう学校全体で取り組んでいく。特に「いじめは絶対に許さない」という意識で、保護者・関係機関と連携して教職員が一丸となって組織的な対応をしていく。

２　いじめ防止等に関する基本的な考え方

すべての生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、問題が発生しにくい学習環境づくりにこころがける。

生徒を取り巻く状況等を多方面から探り、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じる機会を設けたり、気持ちを読み取ることで日常的な未然防止に努める。

家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携とともに、相談しやすい環境を整え、早期発見・早期対応に努める。万が一起きてしまったときは、生徒の心身の安全を第一に、気持ちに寄り添い、関係者が連携して支援・指導を継続して問題を乗り越えることを目指す。

二　いじめ問題の理解

１　いじめの定義　（「いじめ防止対策推進法」より）

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　基本認識

●いじめはどの生徒にも、どの教室にも起こり得る。－誰もが被害者にも加害者にもなり得る。

●本人がいじめと感じれば、それはいじめである。－いじめられたとする生徒の心理面を重視。

●いじめは人として絶対許されない。　　－人権や生命に関わる重大な問題である。

３　いじめの態様　　日常的なトラブルでも、いじめに進行する可能性がある。

【物理的いじめの例】

○暴力
　ぶつかる、叩く、蹴る、足をかけ転ばせるなど（遊ぶふりの場合を含む）

○たかり
　金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要など

○嫌がらせ
　持ち物を隠す・壊す・捨てる・いたずらをするなど

【心理的いじめの例】

○言葉の暴力や脅し
　冷やかし、からかい、悪口、脅し文句など

○仲間はずし
　複数で無視する、避けるなど

○嫌がらせ
　睨む、嘘や悪い噂を流す
　ネットやメール等による誹謗中傷や画像流出など

４　いじめの背景と生徒の気持ち

【学校における要因】

○生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。

○授業をはじめとする教育活動によって生徒が満足感や達成感を十分味わえない。

○相手や思いやる気持ちや、規範意識が十分に育っていない。　　など

【家庭における要因】

○家庭が「安らぎの場」となっていない。

○基本的な生活習慣など躾が十分行われていない。

○ふれあいや心の通い合う場面が少ない。　　など

【地域や社会における要因】

○地域における人間関係の希薄化により、地域の教育力が低下。

○異年齢交流や社会活動への参加の機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。

○「いじめは絶対許されない」という意識が不十分。

○大人のモラルが低下。

【生徒が生活経験から感じていること】

○いじめは簡単には解決しない。解決が不十分だとエスカレートすることもある。

○目の前の出来事がすべてで逃げ場がない。

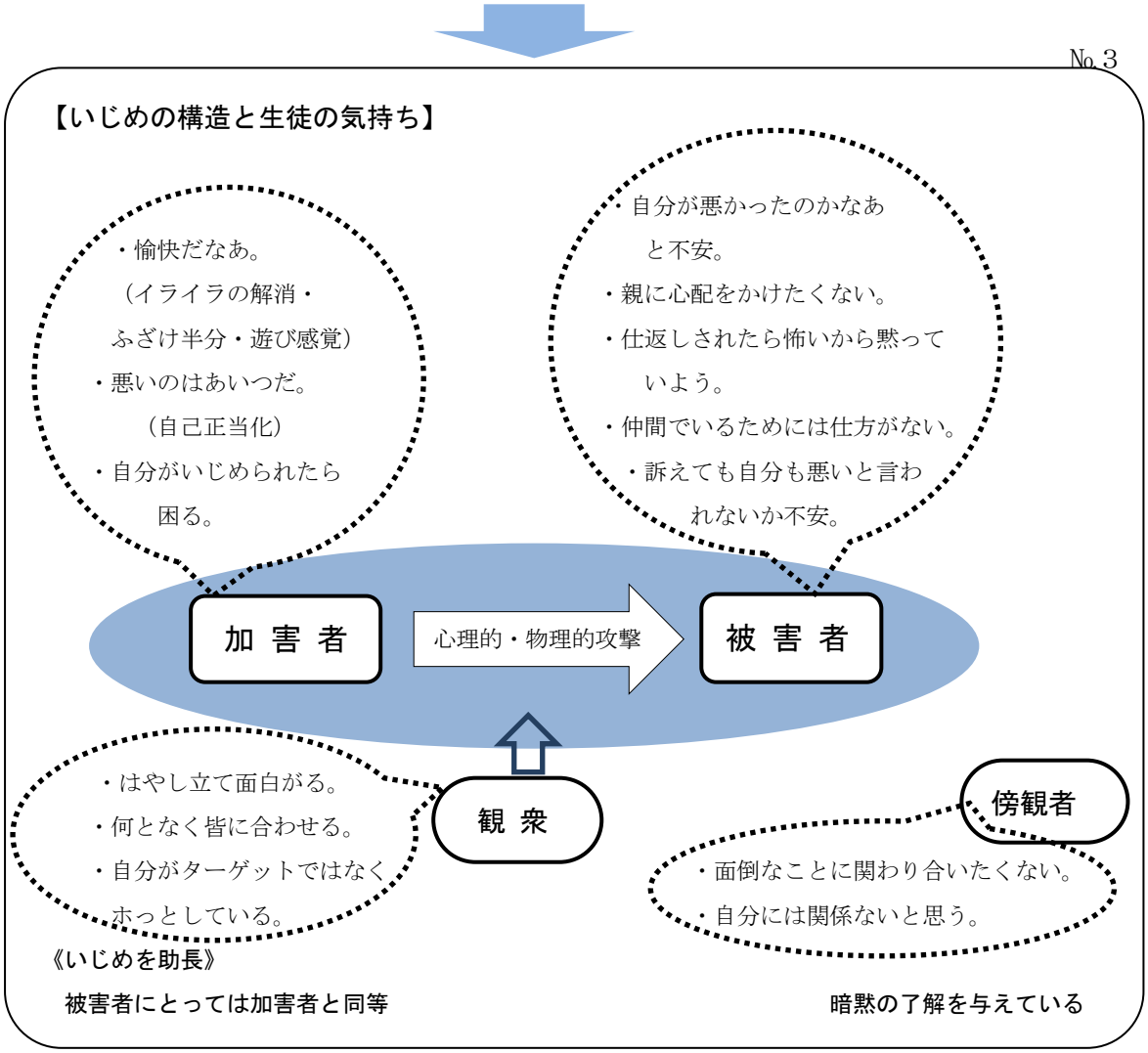

三　いじめ問題への取組

1　校内における「いじめの防止等の対策のための組織」の位置づけ

（1）　名称　いじめ防止対策委員会

（2）　構成員　学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、学年主任

（3）　役割

〇学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価

・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。

・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。

・学校生活アンケート等を実施し、取組の見直しを行う。

〇学校のいじめ防止等の情報の家への発信

・学校基本方針、取組の状況や成果、「評価アンケート」などについて家庭や地域への情報発信を行う。

〇いじめの早期発見、早期対応

・個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。

・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。

・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。

〇教職員の意識啓発

・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。

・いじめ問題に対する研修会等を企画する。

２　いじめの未然防止

（１）いじめ問題に対する理解を深める

「Ⅰ いじめ問題の理解」に従い、いじめの定義や様態、構造について職員間で共通認識を持つとともに生徒・保護者に対しても周知を徹底する。

（２）「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

いじめは人の命を奪うことにつながる重大な問題であり、犯罪行為である場合もあるので、警察とも連携して厳格に対応していく旨を明確に示す。（入学式、始業式、人権教育の時間、毎月各家庭郵送の「通信情報」等）

（３）生徒との信頼関係の構築

生徒が職員に話をしやすい雰囲気づくりに努める。

（４）職員研修の充実

いじめ問題への取組の定期的な点検、いじめに関する事例研究等

３　いじめの早期発見

（１）実態把握

・職員の観察による発見

面接授業、休み時間、ＳＨＲ、校内外の巡視時等に注意深く生徒の様子を観察する。

・「通信用紙」による情報収集

自分自身が困っていることや気になる周辺情報等があったら、随時「通信用紙」に記入してレポートと同様に郵送するか学校の専用ポストに投函し、相談・情報提供してほしい旨を伝える。（年３回程度「通信情報」に明示）

・生徒アンケートによる情報収集

（２）教育相談体制

・担任による個人面談　　随時、７月の面談週間

・校内外の相談窓口の周知

校内相談係の周知（入学式、始業式、「通信情報」）

こどもの権利支援センター　026－235－7458

24 時間いじめダイヤル　　0570－078310

チャイルドライン　　0120－99－7777

（３）保護者との連携

・日常の電話による相談に丁寧に応じる。

・保護者アンケートによる情報収集

４　いじめ対応の基本

●<u>「いじめではない」として見過ごさない</u>

・ひやかしやからかいもいじめに相当する、あるいはいじめに進行するという認識に立つ。

・一人の判断で「あれはいじめではない」と見過ごしたり受け流したりしないよう注意する。

●<u>一人で抱え込まずチームで対応</u>

・情報をキャッチしたら、一人で抱えて判断せず、「報・連・相」。

・迅速かつ柔軟に対応チームを編成し、役割を分担して素早く対処する。

・事実関係や対応状況等を時系列で記録し、情報を全職員で共有する。

・情報提供者の秘密を厳守する。

●被害生徒を守り通す

・被害生徒とその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応する。

・いじめの解消後も継続的に支援し見守る。

●いじめは絶対に許さない

・加害生徒や観衆的立場の生徒に対し、保護者との連携を密にしながら、心理面は受容しつつ、行った行為については毅然とした態度で指導する。

５　いじめ対応フローチャート

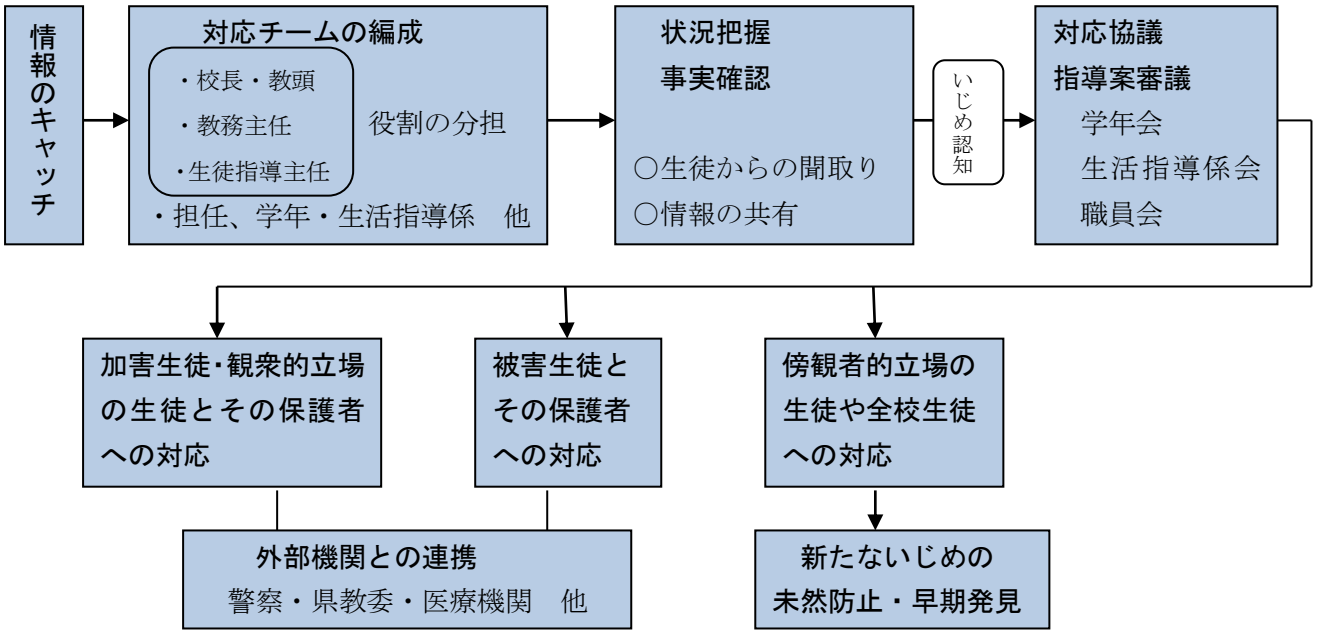

６　ネットいじめ対応フローチャート

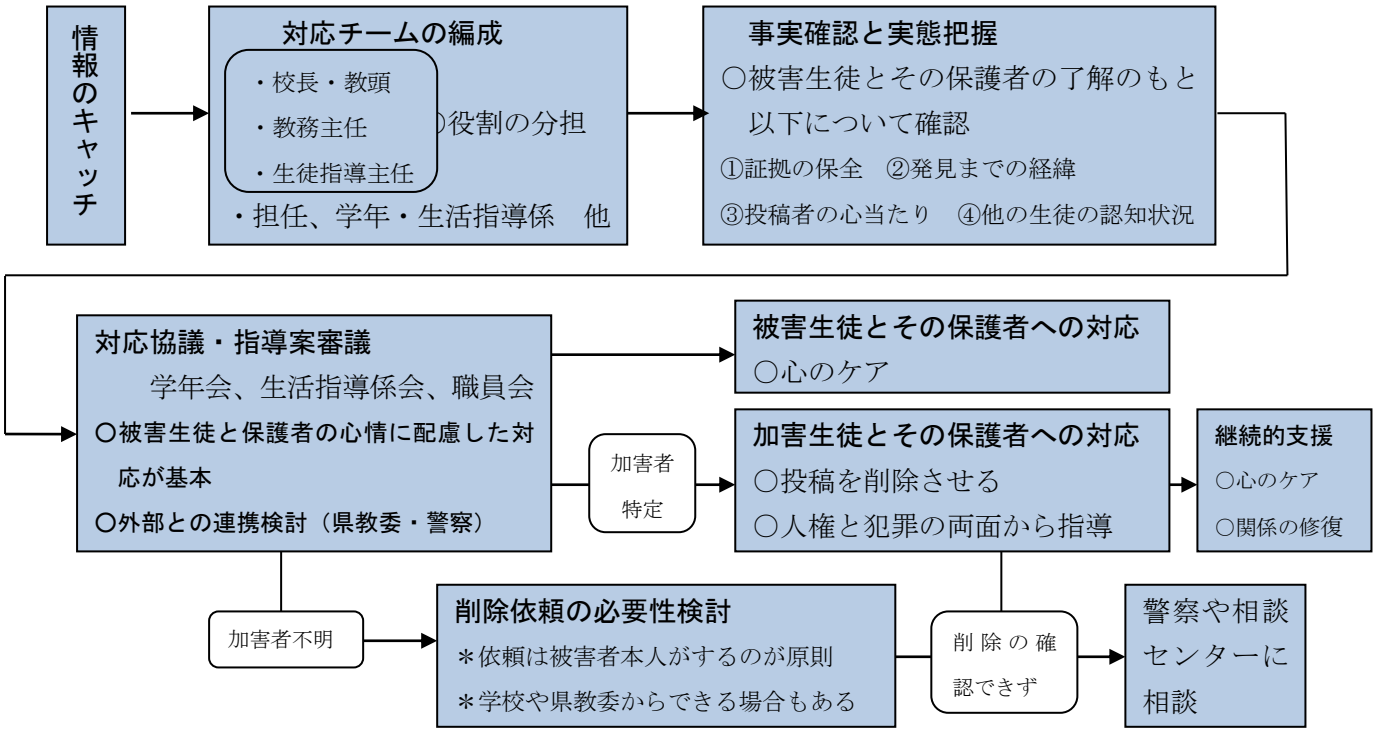

７　ネット投稿削除等について

（１）削除依頼について

①証拠の保全・記録

○発見日時、発見の経緯

○ウェブページアドレス（ＵＲＬ）の記録

○ウェブページの印刷とファイル保存

印刷が困難な場合は、「画面メモ」機能やデジタルカメラ等で記録

②削除依頼

○加害生徒が特定できている場合は、当該生徒に削除させる。

○加害生徒が特定できない場合

・削除依頼を迅速に行うことが適当な場合と、様子を見ることが適当な場合、または削除依頼せずに「無視する」場合がある。

・被害生徒の心情や状況に応じて、削除依頼のタイミングを判断する。

・削除依頼は、被害生徒本人が行うのが原則。状況に応じて学校や教育委員会から依頼をすることもできる。

・削除依頼は、個人の情報通信端末から行わず、できるだけ学校などが公的に所有しているパソコンの代表アドレスから行う。

○削除依頼の手順

１　掲示板の管理者、または当該ページの作成者に依頼する。

２　削除されない場合、サイト管理者、サービス提供者に依頼する。

３　削除されない場合、プロバイダに依頼する。

４　削除されない場合、専用の相談窓口に相談する。

＊緊急案件の場合は、すぐに県警サイバー犯罪対策室及び教学指導課心の支援に相談する。

○削除依頼メールの文例

【削除依頼】誹謗中傷の書き込み
あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私（生徒）の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。
ＵＲＬ：　　http://～
スレッド：　　http://～
書き込みNo：
掲載情報：　私（生徒）の実名、電話番号及びメールアドレスを掲載の上で、「私（その生徒）と○○しませんか」という、嫌がらせの書き込みがされた。
侵害された権利：　プライバシーの侵害、名誉棄損
侵害されたとする理由：　私（生徒）の意に反して公表され、嫌がらせ、からかいの迷惑電話及びメールを数多く受け、精神的苦痛を被っている。貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いします。

＊詳細については各ウェブページの利用規約等にある削除依頼方法を確認する。

（２）相談窓口

○長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室　　026－233－0110

○違法・有害情報相談センター　（http://www.ihaho.jp/）

○地方法務局「子どもの人権110番」　0120－007－110

○教学指導課心の支援室　026－235－7436　（無料　0570－078310　年中無休 24 時間）

四　重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

一　いじめにより、生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより、生徒等が相当の期間出校出来ないことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※　「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
※　「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
　例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
※　「相当の期間」については、学校又は学校の設置者の判断による。迅速に調査に着手することが必要である。

１　報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

２　初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- 速やかに「委員会」を中核とした「危機対応チーム（危機管理委員会）」を立ち上げる。
- 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

３　事実関係を明確にするための調査を行う

速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

（１）調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- 「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- 調査の母体は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、事態の性質に応じて専門家を加える。

・ その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

（２）組織の構成

公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

４　調査の実施

・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

・すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取組む。

（１）いじめられた生徒からの聴き取り

・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

（２）いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

・ 調査方法としては、生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

５　自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

６　調査結果の提供及び報告

（１）いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

・

- いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

（２）調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

７　その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。